

雇用保険の適正な届出をお願いします

○ 平成22年4月1日から、雇用保険の適用範囲を以下のとおり拡大しました。

- 【旧】 ○ 6ヶ月以上の雇用見込みがあること
○ 1週間の所定労働時間が20時間以上であること

- 【新】 ○ 31日以上の雇用見込みがあること
○ 1週間の所定労働時間が20時間以上であること

○ 事業主の方は、適用要件に該当する労働者の方を雇い入れた場合には、公共職業安定所に対して、雇い入れた日の属する月の翌月10日までに、雇用保険被保険者資格取得届を提出してください。

○ 平成22年4月1日から、被保険者資格取得届の提出に当たっては、原則として、添付書類は不要となりました。

◎ 平成22年4月1日以降に雇用保険に適用されることとなった方の被保険者資格取得届については、以下のいずれかに該当する場合を除き、添付書類の提出は不要となりました。

- 事業主として初めての被保険者資格取得届を行う場合
- 被保険者資格取得届について届出期限（被保険者となった事実のあった日の属する月の翌月10日）を過ぎて提出される場合
- 過去3年間に事業主の届出に起因する不正受給があった場合
- 労働保険料の納付の状況が著しく不適切である場合 など

※ なお、公共職業安定所において、届出内容を確認する必要がある場合には、後日、添付書類の提出をお願いする場合があります。

○ 社会保険労務士、労働保険事務組合を通じて提出される場合には、原則として、添付書類は不要です。

○ 事業主と同居している親族、株式会社等の取締役等についての届出である場合には、添付書類とは別に、雇用関係を確認する書類の提出をお願いすることになります。

○ 雇用保険に加入した場合には、公共職業安定所から、事業主の方を通じて、雇用保険被保険者証等を交付することとしています。事業主の皆さまは、「雇用保険被保険者証」及び「雇用保険被保険者資格取得確認通知書」を確実に本人に渡していただくようお願いします。

